

宮古市から

# 住宅リフォーム促進事業補助金 のお知らせです

住宅リフォームをご検討の方へ!!  
市から補助金が交付されます。

### 補助対象者

- ①宮古市に住民登録し、居住し、かつ住宅を所有している方
  - ②市税等を滞納していない方
- ※①、②の要件をすべて満たす方

### 対象工事

宮古市内の施工業者による住宅リフォーム工事で、  
総工費が20万円以上(消費税を除く)のもの  
【平成23年3月31日までに完了する工事】  
(裏面をご覧ください)

### 対象住宅

自己の居住用で、市内にある住宅であること

### 補助金額

1件につき10万円

### 申込開始

平成22年4月1日から受付開始

※補助金の交付を受けるには、事前(施工着手前)に申請が必要となります。

**※宮古市では、市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、市民の住環境の向上を目的に、リフォーム経費の一部助成を行います。**

お申込み お問い合わせ先

宮古市役所 建築住宅課(住宅担当) 68-9107

※各総合事務所 地域振興課でも申請を受け付けます。

## 住宅リフォーム補助金 Q&A

### Q. 住宅リフォームとは?

A. 住宅リフォームとは、家屋の修繕、補修、模様替え及び、増改築を行うことにより、住宅の機能維持、又は機能向上を図る為の工事をいいます。

### Q. どんな工事でも補助金対象なの?

A. 設備(備品)の購入や設置を目的とした工事、住宅本体以外に係る工事は対象になりません。  
(冷暖房、給湯機の設置、倉庫、フェンス等の工事)

### 対象工事 次のいずれかの工事

- (1)CO2排出量削減目的… 高気密、高断熱への改修工事(断熱材や断熱サッシ施工)など、
- (2)生活への支障改善目的… バリアフリー改修など。
- (3)水活化目的… 下水道、合併浄化槽接続工事など。  
(水洗化対応便器の導入経費を含む)
- (4)災害対策目的… 耐震改修工事、雪止め、雨どい、土砂災害防止の耐力壁施工など。
- (5)住宅の長寿命化目的… 壁、屋根、障子、畳、襖、タイル、躯体や建具の改修など。  
(増改築を含む)
- (6)その他、市長が認める経費

※ 集合住宅は居住専用部のうち個人専有部分、併用住宅は居住専用部分を対象とします。

### Q. 手続きの方法は?

A. 必要書類と印鑑をお持ちの上、市役所 都市計画課(住宅担当)又は各総合事務所(地域振興課)でお申込みください。

(補助対象は平成23年3月31日までに完了報告ができる工事です)

- ① 施工業者から見積もりをもらい、工事前の家屋全体と施工箇所の写真を撮ります。
- ② 見積書と写真(又はリフォーム計画図)、その他必要書類、印鑑を持参して各窓口で申請書へ記入します。
- ③ 市から「補助金交付決定通知」が届いたら工事に着手します。
- ④ 工事が完了したら、施工箇所の写真を撮ります。
- ⑤ 工事完了後の写真、施工業者からの請求書又は領収書、印鑑、振込口座の通帳を持参し、各窓口で完了の報告を行います。
- ⑥ 後日、通帳に補助金が入金されます。

# 吹田市事業所実態調査結果の一部

## 調査概要

### (1) 調査目的

吹田市内の事業所に対して調査を実施することにより、市内事業所の実態や施策ニーズを把握し、今後の施策検討の基礎資料とする。

### (2) 調査期間

平成 22 年(2010 年) 1 月 4 日～平成 22 年(2010 年) 3 月 31 日

### (3) 調査対象事業所数

7,449 事業所

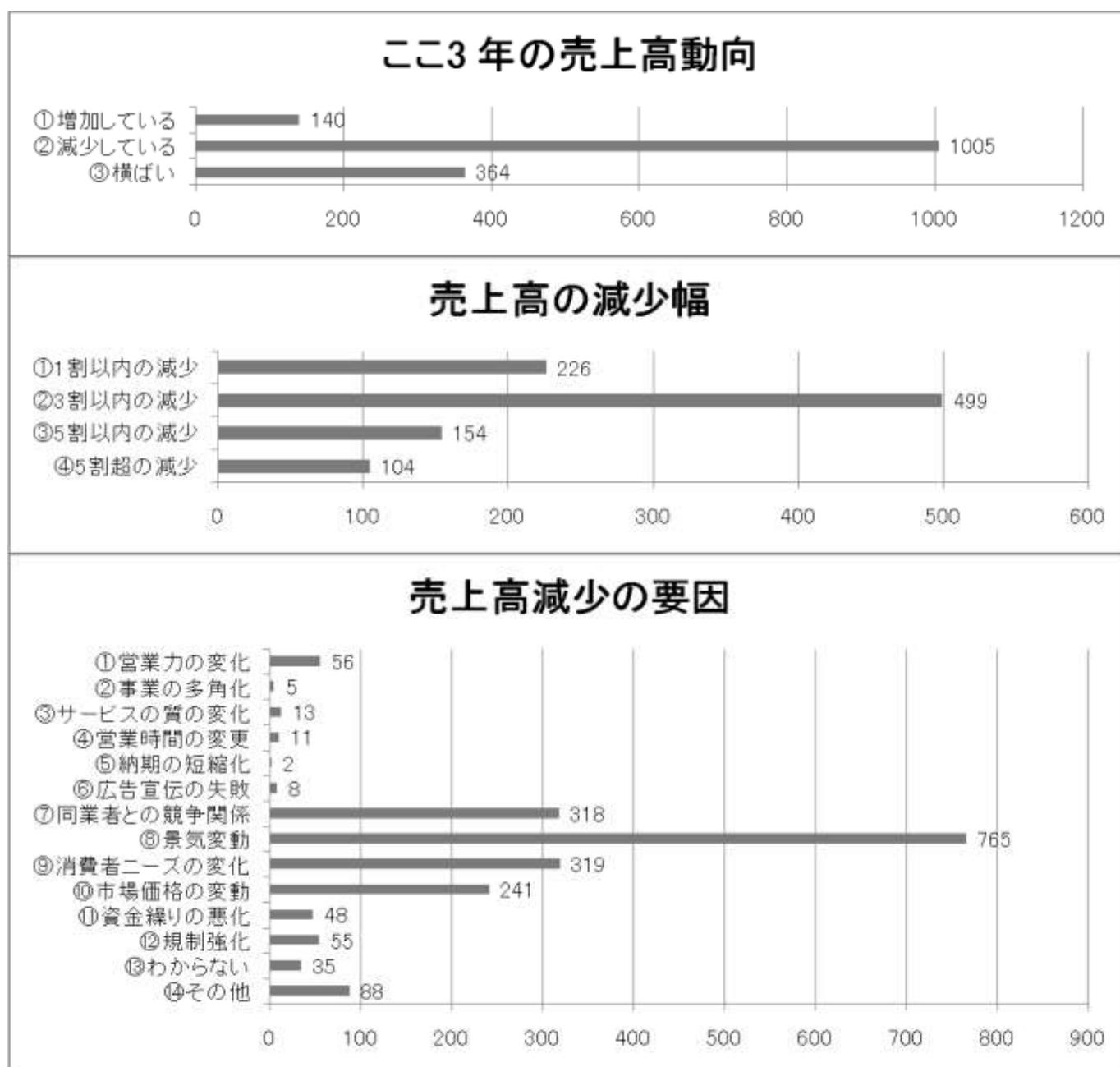
※「平成 18 年度事業所・企業統計調査」(総務省統計局実施)の事業所名簿より対象抽出

### (4) 調査方法

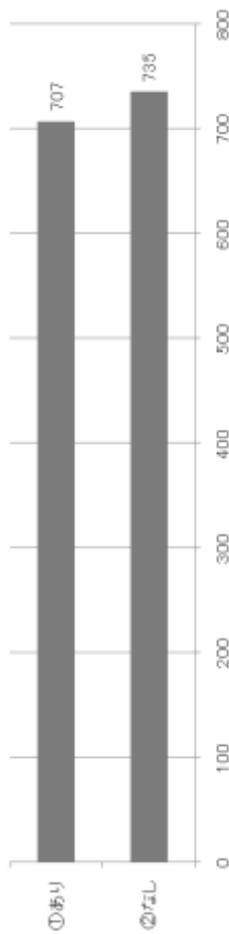
郵送および持参による配布、回収

### (5) 回収状況

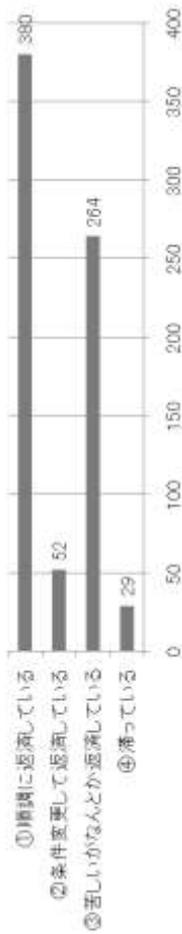
回答事業所数 1,556 事業所(回収率 20.8%)



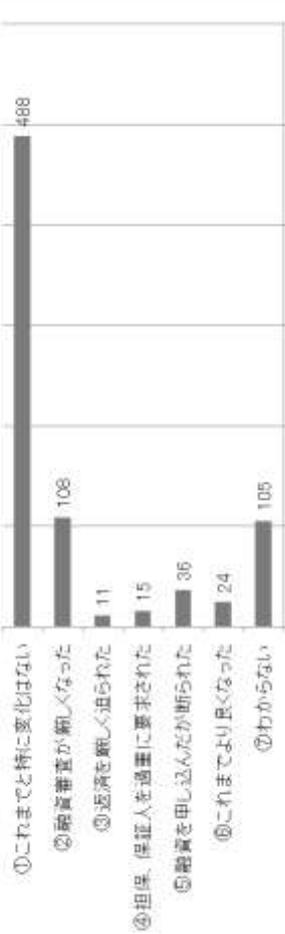
### 借入金について



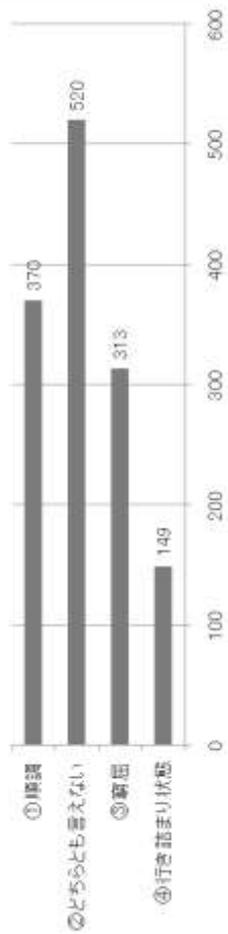
### 借入金の返済状況



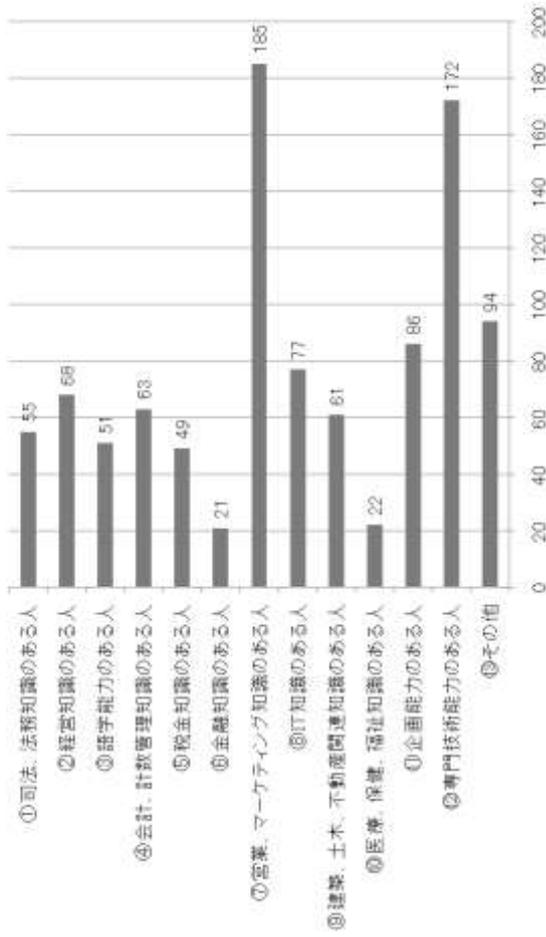
### 金融機関の対応について



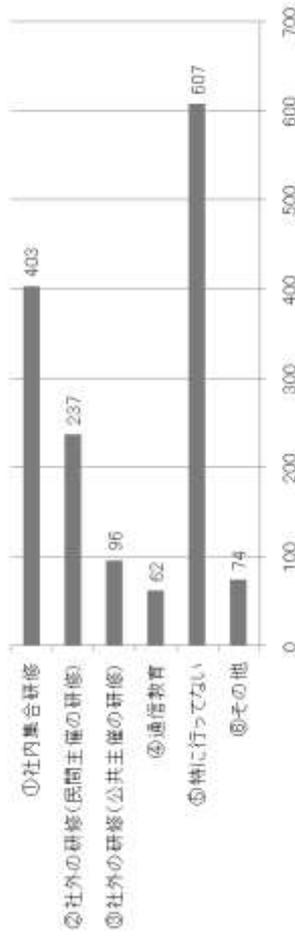
### 資金繰りについて



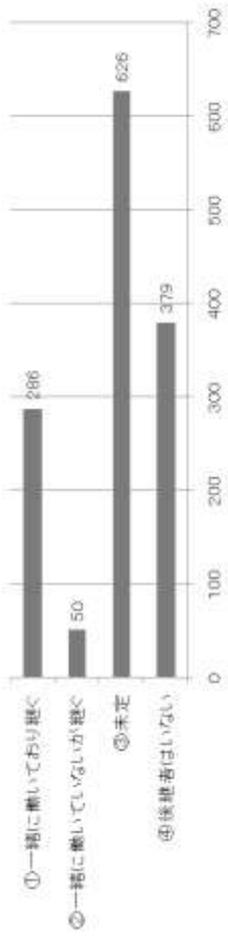
### 不足している人材について



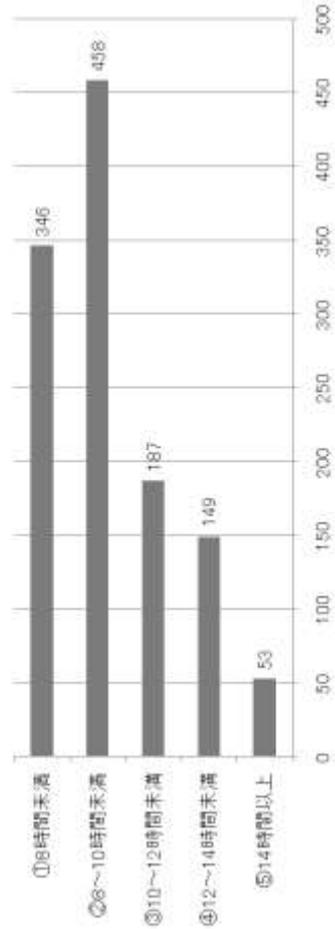
### 人材育成方法について



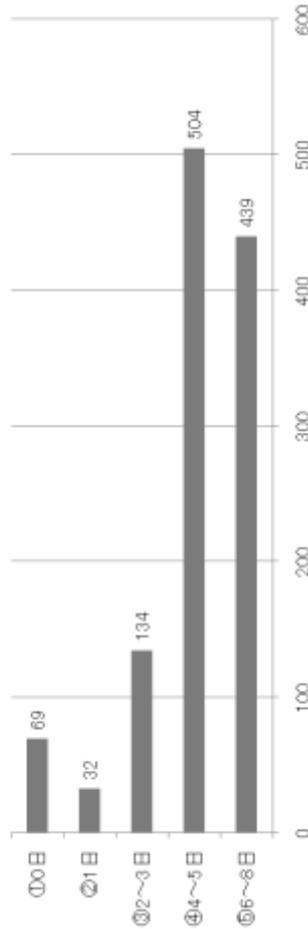
### 後継者について



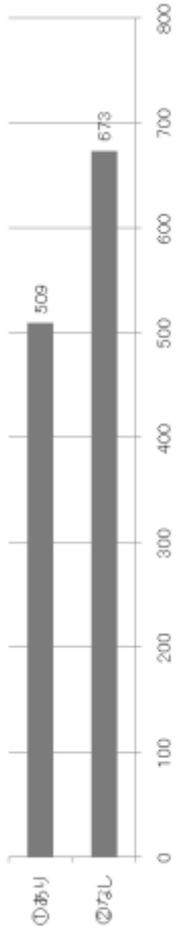
### 事業主の一日の勤務時間



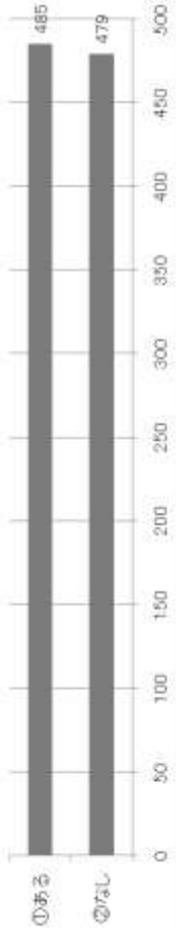
### 事業主の一月の休日日数



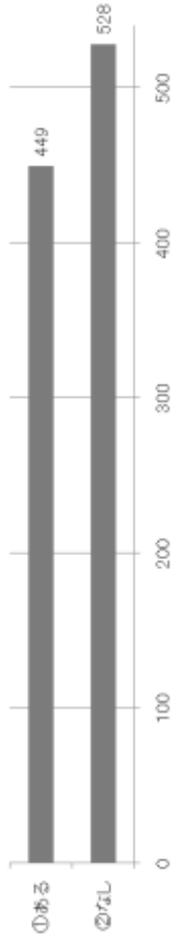
### 健康への不安



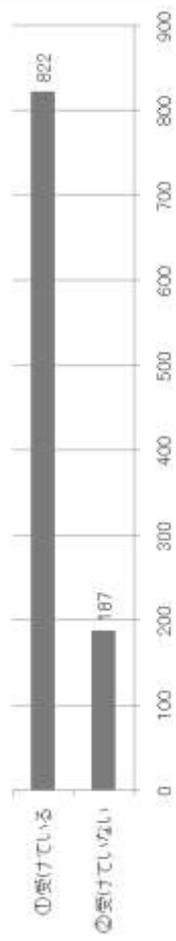
### この1カ月で翌日に持ち越す疲労は



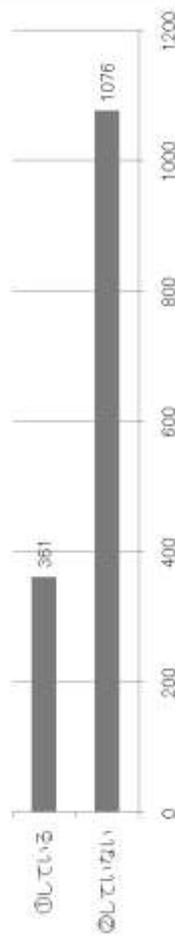
### 現在、通院している病気が



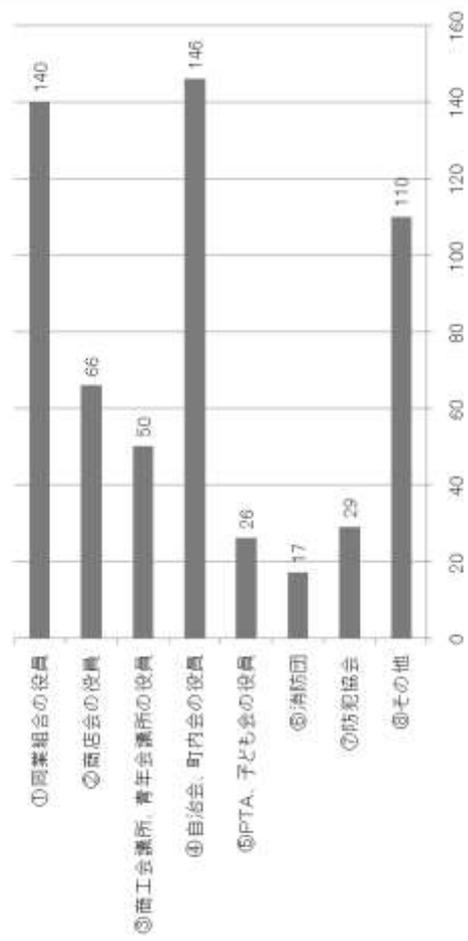
### 健康診断は



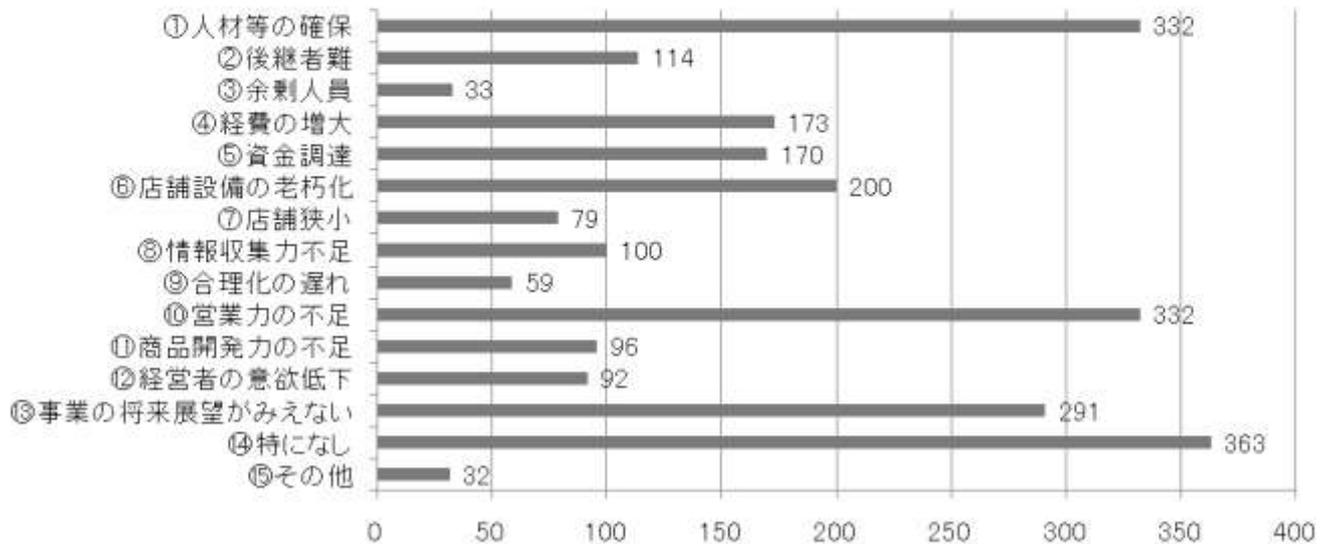
### 地域等で役員等の社会活動の参加



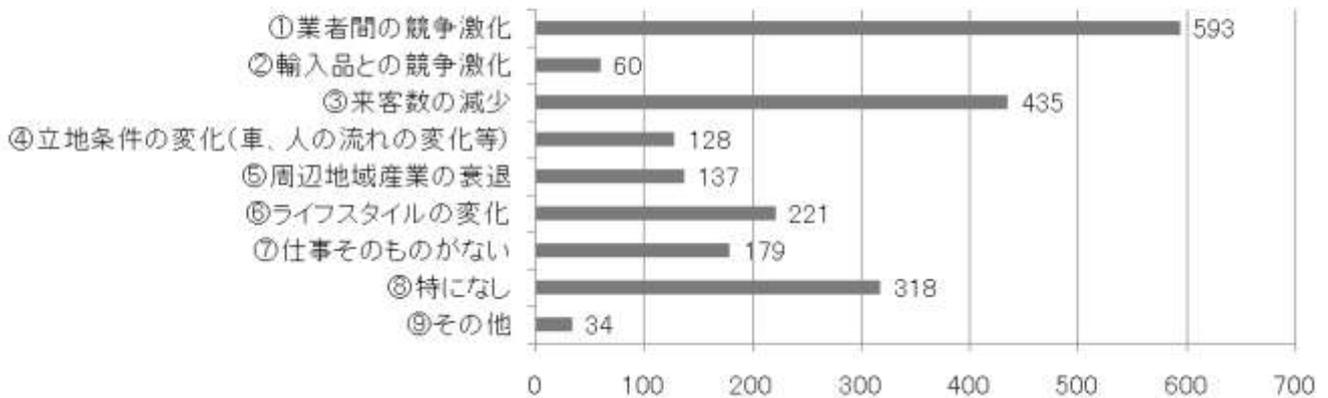
### 社会活動等の内容



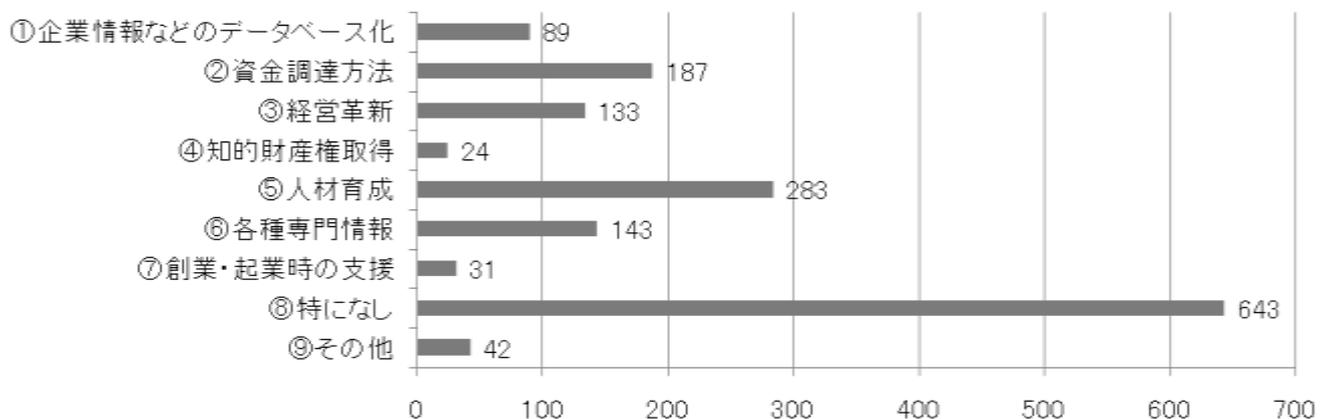
## 内的要因による 経営上の問題点(複数回答可)



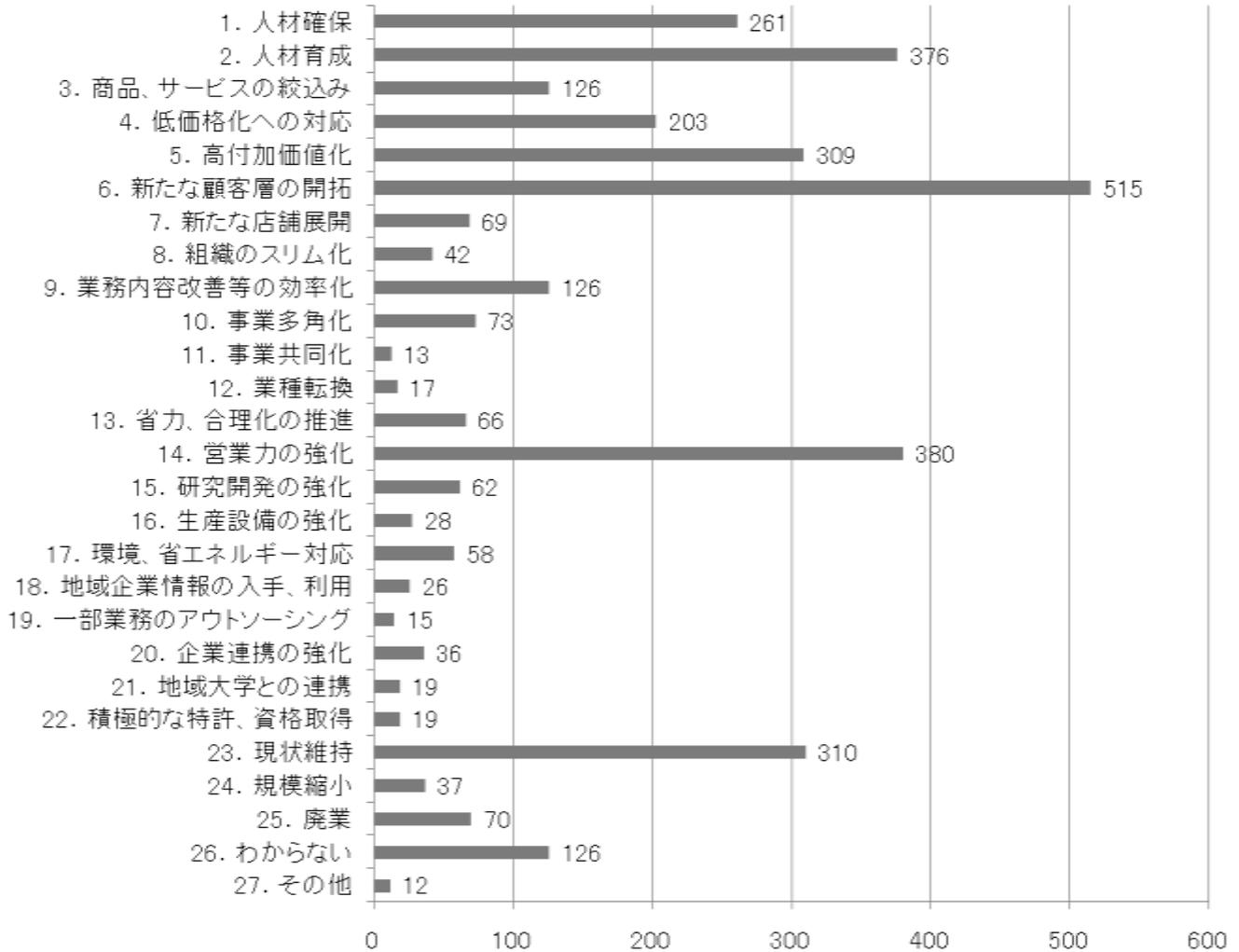
## 外的要因による 経営上の問題点(複数回答可)



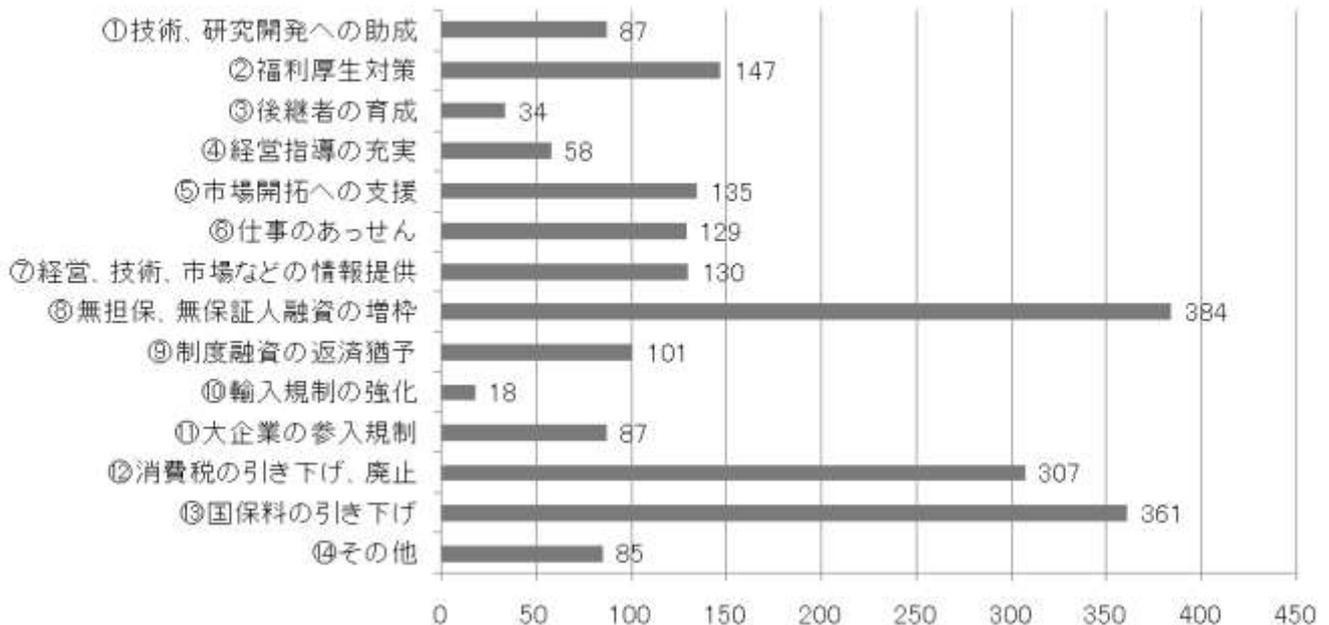
## 事業活動推進上、必要となる支援



## 今後の経営方針



## 国、大阪府、吹田市への要望



## 吹田市観光ビジョン（素案）に対する意見

2011年2月2日  
吹田市川園町20-1  
吹田民主商工会  
事務局長 西尾栄一

I 「吹田市観光ビジョン（素案）」（以下「観光ビジョン」）に対する意見を申し述べます。  
結論的には、直面する成果にこだわることなく吹田市の実態に応じた内容を再度検討し直していただくことを要望します。

- (1) 「観光ビジョン」は「観光を産業にする」との結論が先にあって、強引に「観光」を「産業」にするための考え方と施策が展開されている感がぬぐえません。
  - ① 「観光ビジョン」は「策定の目的」で、「吹田市第3次総合計画の第7章第2部基本計画第1編部門計画『活力あふれにぎわいのあるまちづくり』」に基づく産業振興施策を進めていく際、目標とするにぎわいのあるまちを創出させるためには、観光施策の充実が欠かせない」と記しています。しかし、総合計画には「観光」を「産業」にすることなど全く記されていません。それは「吹田市新商工振興ビジョン」においても同様です。それが、なぜ、いきなり、観光を産業として位置づけしなければならないのか整合性がありません。なぜ、「観光」を「産業」にしなければならないのか説明してから論を進めるべきではないでしょうか。
  - ② 「市民の市民による市民のための観光」のスローガンは、「観光を産業にする」スローガンではなく、「吹田市民が吹田のことを知り郷土愛を育む」ための方向性ではないでしょうか。そして、この部分の施策は「産業」施策ではなく文化施策です。ところが、今回出されてきた「ニューツーリズム」と「市民の市民による市民のための観光」は矛盾する方向性です。
- (2) 理念が不明確で「観光ビジョン」は本音と建前が分離しています。

「ビジョン策定に当たって」では「財政難が深刻化の度合いを増す」なか「交流人口を拡大し」「交流経済を活性化させる」ことの重要性を指摘しています。「観光」を「産業」に育てたいとする本音は「財政難」の克服から導き出されていると見ることができます。早計でしょうか。しかし、出てきた方向性は「市民の市民による市民のための観光」というものです。なぜなのか。それは「吹田市の現状と課題」に記されているように『『核』が見当たらない』とか、「観光の拠点・・・有機的に結びつけることができている」といった現状があるからです。本音を隠せば、「産業」として成立せず（文化施策の延長戦となり）、建前を押し出せば文化施策と批判されるジレンマが根底にあって、このような両建ての施策になっているのではない

かと察します。なぜなのか。それは、「観光を産業にする」とした政策に明確な理念がなく、その上にたって目的を設定するため、目的まで矛盾したものになっているように思います。

(3) 「自然景観、歴史文化観光」は「観光」としてではなく「文化施策」として発展させるべきです。「観光ビジョン」は「「来訪者を数多く誘致することだけを目的としたマストゥリズムに陥ることは、地域の魅力を守り育ててきた生活者の思いから離れる」と指摘しています。この指摘はそのとおりです。しかし、現状は、誘致するにも「観光資源」のそばに商店等の集積もなく宿泊所もありません。それは、吹田が観光を目的として発展してきたまちではないからです。もし、この部分を「観光」に育てようとするとならば、人工的なまちをつくることとなり「市民の市民による市民のための観光」とはかけ離れたものとなってしまう吹田のよさを消してしまう危険性があります。「観光ビジョン」が「長期的な視点をもって」と言うならば、まちづくりの観点から地域の「自然景観や歴史文化」を考え実践すればよいわけで強引に「産業」と結びつける必要はありません。

(4) 「大学との協同」、「産業観光の促進」の部分、「ニューツーリズム」のうち、「エコツーリズム」や「コンベンションツーリズム」は観点としては興味深いものがあります。しかし、実態が見えません。この部分については実態調査を行い、その上に立って施策展開が可能であるかどうか検討すればよいと思います。

(5) 「ニューツーリズム」のうち、「予防検診ツアー」は導入するべきではありません。「観光ビジョン」は2011年1月から創設される「医療滞在ピザ」を歓迎しているようですが、この政策には日本医師会や全国保険医団体連合会などが厳しい批判を行い反対していることを承知されているのでしょうか。江坂地域に「質の高い医療サービスを求める海外からの受診者を受け入れる環境が整っている」と喜ぶようなレベルの話ではありません。この「観光ビジョン」を策定するに当たり、担当課は、この問題に関して調査・研究を行って提案しているのか心配をしています。

日本医師会は2010年12月22日の記者会見で、『医療滞在ピザ』の創設について以下のような見解を表明しています。

「今般の『医療滞在ピザ』には、旅行会社等、民間資本が関与することが明示されている。これが拡大解釈され、営利企業が組織的に関与する医療ツーリズムに発展しかねない。日本医師会が懸念してきた医療への株式会社への参入、混合診療の全面解禁への突破口にもなりかねず、大変遺憾である。(中略) 都道府県医師会に対し、各地の医療ツーリズムの動向についてアンケートを行ったが、医療ツーリズムが実現することによって、地域の医療格差が拡大する、国民皆保険が脅かされるなど、多くの懸念が寄せられた。」

また、全国保険医団体連合会は12月14日の三浦清春政策部長の「談話」で、日本医師会と同趣旨の見解を表明するとともに「そもそも我が国の医療提供体制（人的・

施設の資源)は、国民皆保険制度の下、国民の長年にわたる税金や保険料を原資にして築かれたものである。そして、非営利を大原則にしている。政府や財界の医療の『成長牽引産業』化政策のもと、国民が犠牲になったり、医療が儲けの対象になったりしてはならないのである。」と述べています。

これだけ明確に反対を表明している関係団体があり、それが日本の医療制度そのものを変える可能性を持った大問題であるにも関わらず、政府が「医療滞在ピザ」を創設した事実のみで、そこに参加していくことの危険性を指摘せざるをえません。もし、当局がそのことに賛成を表明しているのであれば、その態度を明確にした上で、施策の正当性を主張すべきではないでしょうか。

この問題を考える際に指摘しておきたいのは、吹田市内の中小業者の健康の実態です。吹田市が行った全事業所実態調査によると、健康に不安を抱えて事業を行っている事業主が43,1も存在し、9人以下の事業主の24,7%が健康診断を受診していないことが明らかになっています。吹田の産業を支えている中小業者がこのような実態にあるなか健康問題を産業政策として重視することを、私たちは提案しています。担当部局にお願いしたいのは「健康」問題をお金もうけの手段にすることなく、地元の中業者の健康問題に心を配っていただきたいということです。

同時に吹田市は文化性の高い都市として認知されている部分があります。この施策が実施されることになれば「医療でお金儲けをするまち」としての評判が広がり、吹田の都市の品格を引き下げるものとなる事は明白です。世界中から批判が強い新自由主義の流れに乗るべきではありません。

## II 観光ビジョン策定にあたって考慮すべき問題点もあります。

### (1) 実態調査がなされているのか？

吹田市第3次総合計画にも、吹田市新商工振興ビジョンにもなかった「観光を産業にする」政策の策定にあたっては、実態把握を踏まえたうえで理念と目的が明示される必要があります。しかるに、「観光ビジョン」の策定にあたってはどのような実態調査が行われたか不透明です。もし、行われたのであれば、それを根拠にして発表されるべきです。急ぎすぎはよくありません。

### (2) 住民参加はどうなっているのか？

吹田市で初めての施策を推進しようとするときに、その施策の基本となる「観光ビジョン」を策定するのに住民意見が反映されていないことは大変片手落ちだと思います。今回の提起は取り下げて、再度、住民参加で、時間をかけて策定しなおすべきだと思います。



## 民商・全商連運動の3つの理念

1. 民商・全商連の運動は会員の利益・幸せだけでなく、中小業者全体、大きくは国民全体の幸福とつながっている。要求と活動方法が道理にあったものであったからこそ、さまざまな権力攻撃のなかでも一貫して前進している。
2. 団結こそ何にも勝る宝である。自らが大きく団結したときこそ、中小業者の切実な要求を実現することができる。
3. 中小業者は、共通する要求で、労働者、農民などの国民各層とともにたたかうならば、その要求実現の道をさらに大きく切り開くことができる。